

令和3年塩尻市議会 12月定例会

総務産業常任委員会会議録

○日 時 令和3年12月10日（金） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第1号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第2号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第6号 市道路線の廃止及び認定について

○出席委員

委員長	中野	重則	君	副委員長	赤羽	誠治	君
委員	牧野	直樹	君	委員	柴田	博	君
委員	丸山	寿子	君	委員	中村	努	君
委員	青柳	充茂	君	委員	横沢	英一	君
委員	篠原	敏宏	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松	秀典	君	事務局次長	小澤	秀美	君
事務局主事	小林	貴裕	君				

午前9時58分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。全員おそろいでありますので、ただいまから令和3年12月定例会総務産業常任委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員が出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 改めまして、おはようございます。委員会をお開きいただきまして、ありがとうございます。御提案

を申し上げております各議案について、よろしく御審査をお願い申し上げます。

○**委員長** 当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。なお、付託議案の審査後、社会文教常任委員長から申入れがありました連合審査会の開会について協議をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。本日の日程について副委員長から御説明申し上げます。

○**副委員長** 本日は、ただいま委員長の説明にあったとおり、各議案の審査、連合審査会の開会についての協議を行います。視察等の予定はありません。私からは以上です。

○**委員長** それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願い申し上げます。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第1号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第1号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**建築住宅課長** 議案第1号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、よろしく御審議をお願いいたします。議案関係資料に基づきまして説明をいたしますので、1ページを御覧ください。

まず、提案理由は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関わる法律等の一部を改正する法律が令和4年2月20日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。概要は、長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直しに伴い、当該認定の審査に係る手数料の額を改めるものなどです。条例の新旧対照表は、後ほど御説明をいたします。条例の施行は、先ほど申し上げましたとおり、令和4年2月20日から施行するものです。

それでは、議案関係資料2ページから始まっております新旧対照表を御覧ください。この改正の主な内容は3点となっております。まず、1つ目ですが、認定対象の拡大等ということで、従来、マンションなどの共同住宅の認定は区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みとなっております。しかしながら、この改正によりまして、管理組合が一括して棟ごとに認定を受ける仕組みとされることに伴いまして、手数料及びその単位を戸単位から棟単位に変更するものです。まず、現行表の右から2列目、単位となっております。これは共同住宅に関わるものに線が引いてあり、1戸となっておりますが、それを改正案右から2列目、単位列のとおり、1棟ということ、棟に変更します。現行表の1戸ごとの手数料、これを改正案のとおり、棟の個数に応じた金額に改正をするというものです。以下、共同住宅に関わる手数料は、戸単位であったものを棟単位としていますので、増加しているということになります。

2つ目ですが、認定手続の合理化です。従来、長期優良住宅の認定に必要な住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認は、民間の機関へ別々に申請し、添付していただかなければならなかったところですが、今回、住宅性能評価を行う機関に住宅性能評価の申請に併せて長期仕様構造等の確認の申請が可能となることに伴いまして、手数料を改正するものです。

現行表の1番、長期優良住宅の普及の促進に関する法律云々という項がありますが、認定資料について（1）新築住宅欄のア、登録住宅性能評価機関が交付した適合証、イ、設計住宅性能評価表の写し、ウ、ア及びイ以外

の区分により手数料を徴収していました。今回の改正によりまして、性能評価書に長期仕様構造等への適合の確認結果が併せて記載されるということになりましたので、改正案1の長期優良住宅の普及の促進に関わる法律云々のアですが、添付資料を確認書もしくは住宅性能評価書の写し、イ、ア以外の区分ということにいたします。また、その下にありますが、(2)既存住宅の欄は、ア、適合証の写し、確認書またはその写し、イ、ア以外の区分とします。

3つ目といたしまして、災害配慮基準の新設ということです。災害の危険性が特に高いエリアに立地する住宅を認定対象から除外するなど、頻発する豪雨災害等を踏まえて、認定基準の審査項目として新たに災害配慮基準が追加されました。これは、対象の区域内に含まれているかどうかという審査時間が見込まれることとなりましたので、新築及び既存の住宅の変更認定について時期を問わずくりが1つとなっております。それを今回、新築及び既存の住宅それぞれに、計画時の変更、工事完了後の変更というように区分をいたしまして、合わせて手数料を改正するものです。

現行表で申し上げますと、4ページです。2のところがありますが、法第8条第1項の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請に対する審査のうち、新築の住宅欄、既存の住宅欄等について、現行欄のア、建築をしようとする住宅の構造または設備の変更、これを改正案で住宅の構造または設備の変更にいたしまして、イとして認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築が終了した住宅の構造または設備の変更というものを追加いたします。その上で、認定の根拠となる資料について、現行で適合証であったものを確認書もしくは住宅性能評価書にさせていただき、そして、イを廃止いたしまして、ウを設け、ア及びイ以外というようにいたします。

この手続の合理化に伴いまして、市が行う審査項目が評価機関の審査項目となりますので、点検口等の審査時間等については減少してまいります。しかしながら、新たに災害配慮基準の審査が追加されることとなりましたので、改正案1の(1)ア、新築一戸建て住宅の手数料は現行と同額の1万7,000円となります。また、改正案2の変更申請の1、新築一戸建て住宅は、建築当初の申請で災害配慮基準の審査が済んでいるものの工事申請ですので、手数料は2,000円。イの既存一戸建ての住宅は、災害配慮基準の審査を初めからすることとなりますので、8,000円という形になってまいります。また、その下、現行の4項は改正案では5項に移行いたしまして、新たに改正案に4項として、共同住宅の区分所有者から管理組合への管理者に変更が行われた場合の事項について管理者が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査という項目を追加します。また、備考は、3で表中2の項(1)または(2)は、改正案では現行のアを、アとイに分け、イをウとしておりますので、その文言を控えるものです。この手数料改正につきましては、特定行政庁が行う認定事務のため、いずれも県の改正内容に準じておりまして、県内他市においても同様の扱いとなっております。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問がありましたらお願いいたします。

○中村努委員 確認なのですが、単位と金額の関係ですけれども、一番分かりやすい2ページの最初のところで、現行では1棟の戸数が5以下のものが1戸6,000円ということは、例えば5戸入っている共同住宅が1軒ということは6,000円掛ける5ということで、それが改正案では5戸以下は1戸でも5戸でもトータルで2万8,000円

という理解でいいですか。

○**建築住宅課長** 今度、新しくなりますと棟ごとに認定という形になりますので、そのとおりです。

○**委員長** ほかにありますか。

○**柴田博委員** 同じく今のところで、一戸建ての場合には金額が変わらないものと高くなるものと安くなるものとあるようなのですけれども、その辺の区分けというのは、どのように決めているわけですか。

○**建築住宅課長** 係長からお答えします。

○**建築住宅係長** 高くなるもの、安くなるものがあります。それぞれ一番大きいところは、先ほど課長から説明がありましたけれども、災害配慮基準というものが県の基準でいくと90分、審査基準で設けるという形になっております。もう1つ、安くなる原因の中には、先ほどもありましたように、維持管理をしていくための点検口が、今度は審査機関の審査になるということで、それは減に。その中の区分の中でやっていくと、今みたいな事例で大体6,000円ぐらいの増になっていくということで、高くなるものもあれば、若干安くなるものもあるというのが、積み上げのものを基にやっていますので、それが結果になっているところになります。

○**柴田博委員** 審査に係る時間の問題ということですか。

○**建築住宅係長** そのとおりになります。

○**委員長** よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○**横沢英一委員** 現行と改正案の中で、2ページの下の現行には適合証という言葉ですが、これが住宅性能評価書になるということになっているわけですが、どのような違いがあるのでしょうか。

○**建築住宅課長** 係長からお答えします。

○**建築住宅係長** 2ページの下のところですが、まず、現行法の適合証は、3ページのところにも、もう1つ欄がありまして、先ほどのように設計住宅性能評価書と2つあります。適合証は、改正案でいきますと確認書で、これは法改正で語句が変わりました。現行法の住宅性能評価書は、改正欄では住宅性能評価書。こちらは同じものという形でやっております。私からは以上です。

○**横沢英一委員** というのは、この法律の趣旨が長期優良住宅の普及というものがあるわけですが、ですので、住宅性能評価書のところはそういうこともある程度入っているという理解でいいわけですか。

○**建築住宅係長** 住宅性能評価書も入っているという形になります。確認書も住宅性能評価書を引用しているような形になります。ほぼ同一のものになっております。

○**委員長** よろしいですか。

○**横沢英一委員** はい。

○**委員長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第1号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第2号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

○委員長 続いて、議案第2号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○都市計画課長 私からは、議案第2号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案関係資料8ページをお願いします。

提案理由ですけれども、小坂田公園再整備計画に沿って進めています小坂田公園マレットゴルフ場の無料化に伴い、必要な改正をするものです。概要については、有料公園施設及び使用料の規定から小坂田公園マレットゴルフ場を削るものです。

9ページ、新旧対照表をお願いいたします。別表第1、別表第2から、表右側の現行の下線部をそれぞれ削除するものです。なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。以上、御審議のほど、よろしく願います。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 小坂田のマレットゴルフ場については小坂田公園の再整備の前からいろいろお話があつて、記憶があまり定かではないのですが、マレットゴルフ協会から自分たちで管理をするので無償化にしてほしいという申出があつたように思っていますが、実際できないので有料のままだったという。もう一回、その辺の経過を教えてください。

○都市計画課長 小坂田公園のマレットゴルフ場の無料化に向けての経過ですけれども、私が調べたところ、平成30年に、最初にマレットゴルフ場の完全無料化という形で、正式な形でマレットゴルフ協会から市へ文書が出ております。それ以降、マレットゴルフ場を無料化するに当たりましては、現在、コースの軽微な維持管理ですとか料金の徴収について常駐管理者という形でシルバー人材センターに委託して行っております。そういったところを合わせまして、無料化することによって、コースの維持管理がどうしても手薄になってしまうといった形で、その辺をどうしても利用者に協力を得ないと無料化ができないといったことがありまして、そういった部分を、平成30年から実際にマレットゴルフ協会や利用者が担っていただけるかといったところを調整してまいりました。やっと令和3年の夏ぐらいいまでに、ある程度、協会や利用者でコースの維持管理を担っていただけるといった合意形成が図られましたので、今回、このタイミングで無料化といった形で条例を改正するものです。

○中村努委員 そうすると、今後、コースの管理だとか、器具の貸出しとか、そういった業務はどなたがされるのでしょうか。

○都市計画課長 現在、軽微のコース管理ですとか、平常時の大会前とかのメンテナンスの関係、傷んだ箇所の部分的な補修ですとか、あとは、秋になると落ち葉とか結構落ちますので、そういった部分の片づけ、そういった軽微なものについては利用者に行っていていただいております。そのほか、部分的なコースの補修みたいな部分を、シルバー人材センターの常駐している方が行ったりですとか、雨が降った後に砂を入れたりとかいう部分を行っていただいておりますので、そういった部分を実際に今度、利用者をお願いしていくと。大雨で木が倒れ

たとか、コースがもう完全に駄目になってしまったというような場合は、現在も市で専門業者をお願いしてやっておりますので、その部分については、無料化になっても市できちんと管理していくといった部分は変わりありませんけれども、通常時、朝行って少しコースのメンテナンスをする程度の部分については、利用者に担っていただくといった形で、現在のところ考えているところです。

○中村努委員 協会の方々が自由に来られて使って、そういう整備をしていただくのはいいと思うのですが、そうでない一般の方が、道具等を借りてコースを使いたいといった場合は、特にもう貸出しとかそういうことはやらないということですか。

○都市計画課長 来年の4月以降は、貸出しについては、現在ゴーカートをやっているところに事務所がありますので、用具についてはそちらで、無料で貸出しをするような形で、今計画しているところです。

○中村努委員 私たちも前の産業建設委員会のときにも視察させていただいて、平面部分のコースというのはいかがなものかという意見も出ていたのですけれども、あの辺の計画というのは特に変更はないということですか。

○都市計画課長 確かに現場確認のときにそういったお話をさせていただいたことは記憶にありますけれども、なかなかコースをつくるには、ある一定の面積が必要でして、その再配置については、今回の再整備計画の中で少し話し合いをしたのですけれども、なかなか新しくコースを集約していくというのは現状では難しいということで、現行どおりのコースで計画をしているところです。

○柴田博委員 無料になるということでもいいと思うのですが、今後、利用したい場合には、料金はかからないけれども、例えば申込みをするとかいうことが必要なかということと、それとも、利用したい人は勝手に行って、空いていればどんどんやっていいということなのか、その辺についてはどうなのかということと、そういうことをどのように周知させていくのかというようなことについてお願いいたします。

○都市計画課長 基本的には時間を決めて、9時から5時までという形でやっておりますので、その時間については誰でも利用ができるということで考えております。ただし、大会等が幾つも入っているコースですので、そういった部分については現行どおり、都市計画課で、その大会については受付をしていくといった形で考えておりますし、それ以外の部分については、利用者にきちんとそういった情報発信をしていかなければいけないと思いますので、これから4月までの間に、マレットゴルフ協会を含めて、一般の利用者が利用できるような形をきちんと市民に伝えていきたいと考えております。

○柴田博委員 申込み等はいらなくて、空いていれば誰でも自由に行ってやっていいということですか。

○都市計画課長 そのとおりです。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○篠原敏宏委員 無料化になる経過と実態は理解しますが、マレットゴルフのコースを、ある人がある時間占有をして、順番を守っていかないと回っていかないと気がします。だとすると、マレットゴルフ協会が、無料化をするという経過の中ではそういう動きであった一方、適正な管理だとか楽しく秩序を持って遊べるという管理だとか、傷んだところを責任持って直すみたいなことからすると、費用がかかっても、その費用をどうやって賄うかということでは、例えば指定管理みたいな方法できっちり責任と、利用料を上げる、どこが修理をするかも含めて、そういう案はなかったでしょうか。

○都市計画課長 小坂田公園全体につきましては、現在、指定管理方式を導入するという形で検討を進めております。令和5年からの指定管理を目指して進めているところです。来年の令和4年度につきましては、現在約2名の常駐の管理者を置いているのですが、それを半分くらいに抑えまして、若干のそういった維持管理等についても市がきちんと見ていかなければいけないのかなということで、予算の段階では今、予算要求させていただいているところです。そんなことで御理解願います。

○篠原敏宏委員 分かりました。無料化になること自体は悪いことではないと思います。あと、特定の団体や特定の個人があそこを占有してしまって、他の人たちが無言の圧力も含めて使いにくくなったり、実態がなくなってしまうようにならないように、ぜひ関係者の皆さんでうまい話をさせていただいて、その上で、無料で適正な管理ができるということはいいことですので、そんなふうに進めていただければなど、要望にさせていただきます。

○横沢英一委員 今の関連ですが、マレットゴルフ協会の方が通常結構やっていますよね。篠原委員も心配されたのはそういうことで、逆に権利意識を持って、一般の住民の方が入って行ってやろうと思ったら、いや、これは今駄目だよと、もう少ししてからとかというようなことがないようにだけお願いしたい。マレットゴルフ協会の方とは、管理の関係では話がある程度できているということでもいいですか。

○都市計画課長 その辺のところはマレットゴルフ協会ともお話をしておりますし、たまたま近隣に松本広域公園のマレットゴルフ場が無料化をしておりますで、そこでも自由にそういった団体の大会でも利用しています。そういったところを少し参考にさせていただきながら、4月1日までにはきちんとした仕組みを周知していきたいと考えております。

○委員長 ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第2号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第6号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長 議案第6号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料23ページからの議案第6号市道路線の廃止及び認定についてお願いいたします。提案理由ですけれども、市道路線の廃止及び認定について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要につきましては、1路線を廃止し、新たに4路線を認定するものです。まず、廃止し新たに認定し直す路

線ですが、国道 19 号桜沢改良事業に伴うもので、路線番号 7263、路線名は日出塩笹原線です。場所につきましては、25 ページの別図を御確認いただきたいと思います。桜沢トンネルの日出塩側の出口です。今回のバイパス事業により市道の始点に変更となったものです。続いて 26 ページ、資料を御確認いただきたいと思います。こちらは新たに認定する路線の地図ですけれども、国道に接続する位置が、廃止する路線に比べ南側へ 50 メートルほどずれております。これにより、これまで認定しておりました市道 262 メートルを廃止し、新たに路線番号 7341、道路延長約 305 メートルを市道認定するものです。認定する道路はバイパス事業に併せ、国において築造するものを市道として認定いたします。国の交差点改良事業の完成に併せ、現在のところ令和 4 年 4 月 1 日より供用開始する予定であります。

続いて、資料 27 ページ御覧ください。こちらは路線番号 9062、路線名は旧国道片平桜沢線です。道路延長約 1,800 メートルですが、桜沢バイパスの開通に伴いまして、市に移管される道路です。本会議の折にも御答弁させていただきましたが、令和 4 年 3 月末までは国でこの道路を管理していただきますが、4 月以降は市道として管理する路線ですので、今後、地元調整を図る中で、令和 4 年度事業で安全対策を講じ供用していく予定であります。

続きまして、資料 28 ページを御覧ください。こちらは民間開発事業に伴う認定路線になりますが、路線番号 2342、路線名は原新田郵便局南線です。路線延長約 56 メートルですが、民間事業で 6 区画の宅地造成が行われておりますが、それに併せ築造された道路です。道路幅員は 6 メートルとなり、この道路の雨水排水については、付近で雨水幹線が整備されていないので、道路両脇の自由勾配側溝を介し、浸透ますでの処理となります。この道路につきましては、既に通行可能となっておりますので、年内に市道認定の手続を進める予定としております。

続いて、29 ページをお願いいたします。こちらは県の砂防事業に伴う認定路線になりますが、路線番号 7342、路線名は堂ノ入米山支線です。道路延長約 95 メートルですが、場所につきましては、両小野中学校の北側の堂ノ入沢です。地図では矢印で示してありますけれども、新たに認定する道路の終点の矢印がある、この北側に等高線で沢が確認いただけるとは思います。今後、県で砂防堰堤の築造工事が行われる予定となっております。その工事を行うために、工事車両ですとか、完成後の維持管理を行うための作業車両が通行するために、作業用として利用する道路を市道認定するものです。認定する道路につきましては、もともと 2 メートル程度でありました赤線ですが、今回の工事に併せ、県事業で 4 メートルに拡幅されます。こちらについては、以前より地元から市道として道路整備を要望された経緯などもありますので、今回の工事に併せ市道認定するものです。

以上が市道路線の廃止及び認定についての説明になりますが、参考といたしまして、24 ページを御覧いただければと思います。今回の廃止及び認定することによって、市道路線は 3 路線増の 2,544 路線、総延長距離は 1,994 メートル増の 89 万 7,541 メートルになります。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますでしょうか。

○**柴田博委員** 廃止される路線の 7263 ですが、25 ページの図で、新たに同じところが起点を変えて認定されるということですが、市道ではなくなる部分については、道路ではなくなるということでしょうか。

○**建設課長** 市道認定を外す分に関しては、今回桜沢のバイパスで改良された国道の用地プラス、国道で道路管理のための施設の建物が建っておりますけれども、その用地に利用されることとなっております。

○**柴田博委員** だから今後については、道路として利用されることはないということですか。

○建設課長 市道として利用されることはありません。国道としては利用されます。

○柴田博委員 その管理は国道のほうで全部やるということですか。

○建設課長 そのとおりです。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○篠原敏宏委員 今の路線で、この終点の先は、ずっと対岸のこれは林道ですか。

○建設課長 林道です。

○篠原敏宏委員 現場のことは承知しているつもりですが、林道に、この橋も含めて市道ということで、今まで市所有で管理区分も市ということで、これは引き続いてということでもいいわけですか。

○建設課長 こちらにあります矢印の部分までは市道認定しておりますので、これまでどおり市で管理していく路線になります。

○委員長 ほかにありますか。

○篠原敏宏委員 昨日もこの大きい次の路線については聞かせていただいて、経過も市のこれからの方針も分かりました。1点は、今回新たに認定になるこの長い旧国道の終点の今の工事をやっているのは、今年度中に舗装が完了すれば、すぐ接続ということで認識してよろしいですか。

○建設課長 私ども、工事をされている飯田国道工事事務所からは今年度中を目標として整備されると伺っております。

○篠原敏宏委員 地元からも、いつ開くのかという話が聞かれましたが、分かりました。あと、この大きな二千数百メートルの新しい認定ということで、私も昨日質問した趣旨の1つは、これから市道に移管になったときに、とてもお金もかかる管理も大変な道路だということが想定されるので、聞かせていただいた部分がありますが、一方で、これだけの道路が市道認定されると、交付税の普通交付税の算定の中ではかなりの増収となってくる、そういう仕組みになっているということによろしいでしょうか。

○建設課長 参考までですけれども、市道の交付税の関係です。市道に係るもので7億1,500万円程度交付税を頂いておりますけれども、その中に延長割とか面積割とかが入ってきますので、当然市道の面積とか延長が増えれば、その分がプラスアルファ、増えてくるという形になるかと思えます。

○篠原敏宏委員 分かりました。そういう半端でない道が今回市道になります。ただし、そこには財源も国からも引き続き経常経費としてついてくるという、私どもも認識しておりますので、ぜひ管理、今後の対応をよろしくお願ひしたいと、これは要望にさせていただきます。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 今の9062ですが、道路の構造上の違いというか、1級国道と市道と構造上の基準というのはいか違いがありますか。

○建設課長 道路の構造、まず、例えば舗装の関係でいきますと、基本的には大型の交通車両等によりまして、路盤の厚さ、舗装厚も決まってきます。そういった面で、今までは相当量の大型車両が通過しておりましたので、舗装の厚さも30センチとか40センチとか非常に厚かったのですが、それが市道になることによって、ほぼ一般車両になるということになりますと、舗装の厚さは一般の市道ですと4センチですとか、路盤厚は30センチから

40センチというような形で、施設としても国道よりも交通量が少ないことを勘案したような道路の形状になります。

○中村努委員 当面使えるうちはそういう使い方をして、舗装し直したりするときには、市道基準の形の基準で補修がなされるという理解でいいですか。

○建設課長 そのとおりです。

○中村努委員 了解です。

○委員長 ほかよろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第6号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号市道路線の廃止及び認定についてにつきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案審査全て終了をいたしました。

なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

連合審査会の開会について

○委員長 続いて、連合審査会の開会についての協議を行います。議会第1号塩尻市手話言語条例の審査について、社会文教常任委員長から塩尻市議会会議規則第71条の規定により、連合審査を開会したい旨の申入書が当委員会に提出されましたので協議をするものであります。申入書につきましては、事前にお配りしてありますとおりであります。申込みの理由については、記載のとおりでありますので説明は省略をいたします。この申入書につきまして、何か質疑、御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。質疑、御意見等なしと認めます。社会文教常任委員会からの申入れのとおり、連合審査会を開会することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、社会文教常任委員会の申入れのとおり、連合審査会を開会することに合意いたしました。社会文教常任委員会に同意書を提出させていただきます。以上で連合審査会の開会についてを終了といたします。

それでは最後に、理事者側から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、提案を申しあげました全ての議案につきまして御同意をいただきまして、大変ありがとうございます。

○委員長 以上をもちまして、令和3年12月定例会総務産業常任委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午前10時47分 閉会

令和3年12月10日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務産業常任委員会委員長 中野 重則 印